

手続き開始の公示等の概要(参考)

本資料は、本工事の手続き開始の公示に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公示文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名		飯山法務総合庁舎（２５）建築改修その他工事
工事種別		建築工事
工事場所(都県)		長野県
工事場所(市区町村)		飯山市大字飯山字福寿町１０８０－１
工事概要		敷地面積 約１，３０２㎡ １．建物 １）庁舎 構 造：鉄筋コンクリート造地上２階建 建築面積：約６００㎡ 延べ面積：約１，１２０㎡ 用 途：庁舎 工事内容：内装改修、電気設備改修、エレベーター設備改修
担当事務所		長野営繕事務所
公示日／期限日／開札日		R7.4.24 ／ R7.5.13 ／ R7.6.26
工 期		R8.1.5 から R8.10.30（余裕期間：契約締結の翌日から R8.1.4）
入札契約方式／落札方式		公募型指名競争入札／総合評価落札方式（企業実績評価型）
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	建築工事 Ｄ等級又はＣ等級
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	平成２２年４月１日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０％以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。） （ア） 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の内装改修又はエレベーター設備改修（新設を含む）を含む工事 （イ） 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物（躯体、外装、内装のすべてを含む。）の新築又は増築工事 ただし、申請できる同種工事の施工実績は２件までとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。 施工実績を２件申請した場合、１件の施工実績が確認できれば施工実績として認める。また、軽微なもの（請負代金額が５００万円未満の工事）は、実績として認めない。 経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記（ア）又は（イ）のいずれかの施工実績を有すること。 なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

「飯山法務総合庁舎(25)建築改修その他工事」の概要(参考)

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

【工事の概要】

本工事は、長野県飯山市大字飯山字福寿町 1080-1 において、飯山法務総合庁舎（25）建築改修その他工事の施工を行うものです。

本庁舎のエレベーター設備は平成 16 年に設置されたものであるが、令和元年の内水氾濫による被害を受け、エレベーター設備が故障し稼働できない状態にある。そのため、エレベーター設備の更新及び更新に伴う内装改修等を行うものである。

(1)主な工事内容

- ・内装改修 エレベーター設備の更新に伴う、エレベーターホール、待合室、事務室、シャフト内等の仕上げ及び鉄骨の撤去新設
- ・電気設備改修 エレベーター設備の更新に伴う、動力配線の撤去新設
- ・エレベーター設備改修工事 エレベーターの撤去新設

(2)施工時期、施工条件

- ・工事期間中も入居官署は本施設を利用しています。
- ・1 月～3 月は庁舎東側駐車場の使用を不可としますが、
- ・その他の仮設、養生、作業範囲については「仮設備等計画図」（K-01 図）「仮設備等計画図（参考図）」作業時間については現場説明書を参照。

(3)その他留意点

- ・現在、エレベーターは使用していません。
- ・浸水対策は実施済みです。

【実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等】

(1)実態を踏まえた積算の運用

- ・法定福利費相当額が反映された実態を踏まえた価格設定を行います。

(2)入札時積算数量書活用方式の適用

- ・発注者が示す入札時積算数量書を活用して入札に参加できます。

(3)施工条件等の円滑な協議

- ・契約後発生した新たな調査や条件について、監督職員との協議となります。
(請負代金額の変更が必要と判断された内容は設計変更の対象です)

(4)工事関係図書等の効率化

- ・本工事では必要最小限の工事関係図書等とし、その工事関係書類の書式は次よりダウンロードできます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen_gijyutu00000018.html

(5)週休 2 日促進工事の適用

- ・本工事は受注者が工事着手前に「完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日」又は「月単位の週休 2 日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む完全週休 2 日（土日）Ⅱ型を適用します。

(6)主任技術者又は監理技術者の扱い

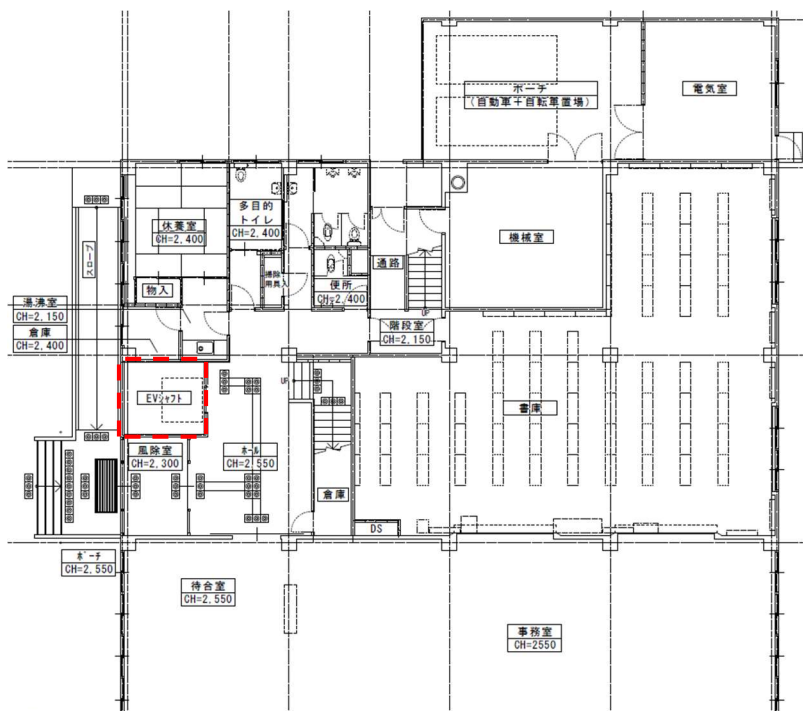
- ・本工事は余裕期間（発注者指定方式）を設定しています。
- ・契約締結の翌日から令和 8 年 1 月 4 日まで主任技術者又は監理技術者の配置は不要です。

(7) 見積活用方式の試行

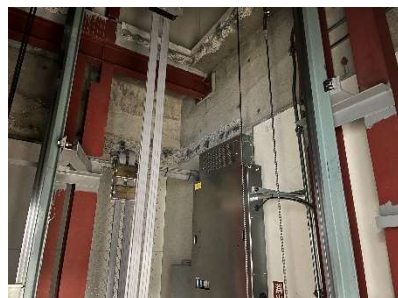
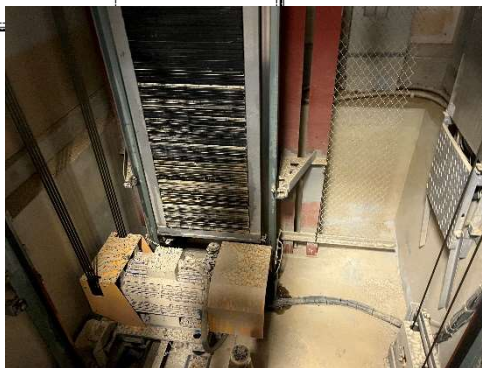
- ・工事の実勢価格を予定価格へ適切に反映するため、本工事の一部に関して見積書を提出し、その妥当性が確認できた場合には予定価格作成のための参考とします。

(8) 適切な工期の確保について

- ・本工事においては、資機材及び機器等（以下、「機器等」という。）について、標準的な納期を元にした工期としています。昨今の機器等の納期遅延により、工期内に工事が完成できない等、工期の延期等についての申し出等があった場合には、適切に協議に応じ、工事の一時中止等の適切な措置、及び状況に応じて必要な契約変更を実施します。



▲EV ホール写真



▲EVシャフト写真